

日本型直接支払推進交付金交付等要綱

制定 令和4年4月1日3農振第3021号
農林水産事務次官依命通知

(通則)

第1 日本型直接支払推進交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(趣旨)

第2 多面的機能支払交付金（以下「多面交付金」という。）、中山間地域等直接支払交付金（以下「中山間交付金」という。）及び環境保全型農業直接支払交付金（以下「環境交付金」という。）が広く国民の理解を得て、農業・農村の有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を確保していくという各交付金の目的を達成するためには、①各交付金が効率的に推進されること、②国と地方公共団体が緊密な連携の下に行われること、③中立的な第三者機関による実行状況の点検、施策の効果の評価等を行い、これに基づき効果的に事業を実施していくこと等が重要である。

日本型直接支払推進交付金（以下「推進交付金」という。）は、このような観点から、多面交付金、中山間交付金及び環境交付金の適正かつ円滑な実施を促進することを目的とするものである。

(交付の対象及び交付率)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県が行う次の各号に掲げる事業（以下「交付事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金交付

の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

- (1) 別紙1に定める多面的機能支払交付金に係る推進事業
- (2) 別紙2に定める中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業
- (3) 別紙3に定める環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業

2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第4 別表の区分の欄に掲げる1から3までの事業に係る経費の相互間の流用をしてはならない。

(事業の実施)

第5 第3第1項各号に掲げる推進事業は、都道府県、市町村及び多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「多面交付金実施要綱」という。）別紙4に定める推進組織（以下「推進組織」という。）が実施する。（以下、都道府県が実施する推進事業を「都道府県推進事業」、市町村が実施する推進事業を「市町村推進事業」、推進組織が実施する推進事業を「推進組織推進事業」という。）。

2 都道府県推進事業

都道府県知事は、都道府県推進事業を実施しようとするときは、農産局長及び農村振興局長が別に定めるところにより、日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画を作成し、地方農政局長等（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

3 市町村推進事業

市町村長は、市町村推進事業を実施しようとするときは、農産局長及び農村振興局長が別に定めるところにより、日本型直接支払推進交付金市町村推進事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

4 推進組織推進事業

推進組織の長は、推進組織推進事業を実施しようとするときは、農産局長及び農村振興局長が別に定めるところにより、日本型直接支払推進交付金推進組織推進事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。なお、推進組織推進事業を実施する推進組織は、別紙4に基づき、都道府県知事の承認を得るものとする。

(国の助成措置)

第6 国は、毎年度、予算の範囲内において、第3第1項各号に掲げる事業の実施に必要な経費に充てるため、都道府県知事に対し推進交付金を交付する。

2 都道府県知事は、国から交付を受けた額のうち、市町村推進事業及び推進組織推進事業に係る額を市町村長及び推進組織の長に対し交付するものとする。

3 第3第1項第1号に掲げる多面交付金に係る推進事業の実施に必要な経費に限り、市町村長は、都道府県知事から交付を受けた額のうち、推進組織推進事業に係る額を推進組織の長に交付することができるものとする。

(申請手続)

第7 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等（北海道にあつては大臣、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 交付金の交付を受けようとする都道府県知事は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第8 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等（大臣にあつては農村振興局長）が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第9 地方農政局長等は、第7第1項の規定による交付申請書の提出があつたときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事に対しその旨を通知するものとする。

2 第7第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第10 都道府県知事は、第7第1項による交付申請を取り下げようとするときは、第9第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記

載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(債権譲渡等の禁止)

第 11 都道府県知事は、第 9 第 1 項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、地方農政局長等の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第 12 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第 2 号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第 13 に規定する軽微な変更を除き、交付金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 交付事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第 13 に規定する軽微な変更を除く。

(3) 交付事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 都道府県知事は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。

3 地方農政局長等は、前 2 項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第 13 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるものとする。

(概算払の請求)

第 14 都道府県知事は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第 3 号の概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（農林水産省にあつては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。）に提出するものとする。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 都道府県知事は、概算払により間接交付事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を、遅滞なく、間接交付事業者に交付し

なければならない。

(事業遅延の届出)

第15 都道府県知事は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第16 都道府県知事は、交付事業の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第3号に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告に代えることができるものとする。

2 前項による報告のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対して当該交付事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第17 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、都道府県知事は、交付事業が完了したときは（第12第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、交付事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第7号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

3 第7第2項のただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

4 第7第2項のただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額

した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

- 5 都道府県知事は、毎年度、農産局長及び農村振興局長が別に定めるところにより、都道府県推進事業、市町村推進事業及び推進組織推進事業の実績を実施年度の翌年度の5月末日までに、地方農政局長等に報告するものとする。
- 6 市町村長及び推進組織の長は、毎年度、農産局長及び農村振興局長が別に定めるところにより、市町村推進事業及び推進組織推進事業の実績を実施年度の翌年度の都道府県知事が定める日までに、都道府県知事に報告するものとする。

(交付金の額の確定等)

第18 地方農政局長等は、第17第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事に通知するものとする。

- 2 地方農政局長等は、都道府県知事に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日(当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日)以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第19 都道府県知事は、第18第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により交付事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第17第1項に準じて提出するものとする。

- 2 地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第18第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第18第2項及び第3項の規定は前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第20 地方農政局長等は、第12第1項第3号の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第9第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 都道府県知事が、交付金を交付事業以外の用途に使用した場合
- (3) 都道府県知事が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 間接交付事業者が、間接交付事業の実施に関し法令に違反した場合
- (5) 間接交付事業者が、間接交付金を間接交付事業以外の用途に使用した場合
- (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第18第3項(括弧書を除く。)の規定を準用する。

(財産の管理等)

第21 都道府県は、交付対象経費(交付事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第22 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 都道府県知事は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（残存物件の処理）

第 23 都道府県知事は、交付事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長等に報告しその指示を受けなければならない。

（交付金の経理）

- 第 24 都道府県は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 都道府県は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。
 - 3 都道府県は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前 2 項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 9 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
 - 4 前 3 項及び第 25 に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（交付金調書）

第 25 都道府県は、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 10 号による交付金調書を作成しておかなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第 26 都道府県知事は、第 7 第 1 項の規定による交付の申請、第 10 の規定による申請の取下げ、第 12 第 1 項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第 14 の規定による概算払請求、第 16 の規定による状況報告、第 17 第 1 項による実績報告及び第 17 条第 2 項による年度終了実績報告（以下「交付申請等」という。）について

は、当該各規定の定めにかかわらず、原則として電磁的方法により作成し、提出することとする（天災、事故等やむを得ない事情がある場合を除く）。なお、交付申請等については、共通申請システム（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定によりシステムによる交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第1項の規定によりシステムによる交付申請等が行われた都道府県知事に対する通知、承認、指示及び命令等については、都道府県知事が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。
- 4 都道府県知事が第1項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

（間接交付金交付の際付すべき条件）

第27 都道府県知事は、間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、本要綱第4及び第12から第25まで（第14、第18及び第22を除く。ただし、第25は間接交付対象事業者が地方公共団体の場合に限る。）の規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。
 - (2) 間接交付事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、都道府県知事の承認を受けずに、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。
 - (3) 前号による都道府県知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがあること。
- 2 都道府県知事は、地方公共団体以外の間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、間接交付対象事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。
- (1) 間接交付対象事業者は、間接交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付事業の

運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(2) 間接交付対象事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第 11 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

3 都道府県知事は、間接交付事業者が間接交付事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

4 都道府県知事は、第 1 項第 2 号により承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてから承認を与えなければならない。

5 都道府県知事は、第 1 項第 3 号により間接交付事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

6 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第 1 項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

7 都道府県知事は、間接交付事業に関して、間接交付事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

(その他)

第 28 都道府県は、都道府県推進事業を実施するに当たっては、第 3 第 1 項各号に掲げる推進事業が相互に連携して効率的に行われるよう努めるものとする。

2 都道府県は、市町村及び推進組織に対し、市町村推進事業及び推進組織推進事業が効率的に行われるよう配慮するものとする。

3 推進交付金の実施に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、農産局長及び農村振興局長が別に定めることとする。

附則（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 3021 号）

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い、次に掲げる通知は廃止する。

(1) 日本型直接支払推進交付金交付要綱(平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2222 号農林水産事務次官依命通知)

(2) 日本型直接支払推進交付金実施要綱(平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2218

号農林水産事務次官依命通知)

- 3 2に掲げる通知によって令和3年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

別表（第3、第4及び第13関係）

区分	経費の内容	交付率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容等の変更
1 多面的機能支払交付金に係る推進事業	(1) 都道府県が別紙1の第1の規定に基づいて行う事業に要する経費	定額	経費の内容の欄に掲げる(1)から(3)までの経費の相互間における国庫交付金の30%以内の増減	国庫交付金の30%以内の減
	(2) 別紙1の第2の規定に基づいて市町村が行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、都道府県知事が市町村長に対し交付金を交付する場合における当該交付に要する経費	定額		
	(3) 別紙1の第3の規定に基づいて推進組織が行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、都道府県知事又は市町村長が推進組織の長に対し交付金を交付する場合における当該交付に要する経費	定額		
2 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業	(1) 都道府県が別紙2の第1の規定に基づいて行う事業に要する経費	定額	経費の内容の欄に掲げる(1)から(3)までの経費の相互間における国庫交付金の30%以内の増減	国庫交付金の30%以内の減
	(2) 別紙2の第2の規定に基づいて市町村が行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、都道府県知事が市町村長に対し交付金を交付する場合における当該交付に要する経費	定額		
	(3) 別紙2の第3の規定に基づいて推進組織が行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、都道府県	定額		

	知事が推進組織の長に対し 交付金を交付する場合にお ける当該交付に要する経費			
3 環境保全 型農業直接 支払交付金 に係る推進 事業	(1) 都道府県が別紙3の第1 の規定に基づいて行う事業 に要する経費 (2) 別紙3の第2の規定に基 づいて市町村が行う事業に 要する経費の全部又は一部 に充てるため、都道府県知 事が市町村長に対し交付金 を交付する場合における当 該交付に要する経費 (3) 別紙3の第3の規定に基 づいて推進組織が行う事業 に要する経費の全部又は一 部に充てるため、都道府県 知事が推進組織の長に対し 交付金を交付する場合にお ける当該交付に要する経費	定額 定額 定額	経費の内容の欄 に掲げる(1)から (3)までの経費の 相互間における国 庫交付金の30% 以内の増減	国庫交付金の30% 以内の減